

美浜町木材利用基本方針

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日付け 22 林政利第 63 号、国営管第 280 号）および福井県木材利用基本方針に即して、美浜町における木材の利用促進に関し必要な事項を定めるものである。

1. 木材利用の目的

地球温暖化等の環境問題を解決していくには、資源・エネルギーの節約、リサイクル利用や自然エネルギーの活用など低炭素社会の実現に向けた循環型社会の構築が必要不可欠であり、その中では木材利用による環境負荷低減が大きな役割を果たしている。

また、町が公共建築物等において地元産材（※）利用を促進することにより、木のやすらぎと温もりのある空間を提供することで、町民へ木材の優れた特性等を PR できるとともに、一般建築物等への木材の需要拡大につなげていく。

さらに、木材を利用していくことが地域林業や木材産業の活性化、雇用創出につながるほか、町内の森林の適正な管理が進み、森林のもつ多面的機能を高度に発揮することが期待できる。

（※ 地元産材とは原則嶺南地区産とし、入手困難な場合には福井県産とする。）

2. 公共建築物・公共土木工事等における木材利用の方向性

建築材料としての木材の利用促進の観点から、公共建築物について木造化を促すとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、土木・農林等の公共工事に利用可能な土木資材（チップ等含む）としての活用の促進を図る。

さらには公共建築物等において使用される備品、紙類、消耗品について、木材を原料としたものの利用促進を図る。

3. 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、次のとおりとする。

（1）町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

（2）町以外の者が整備する（1）に準ずる下記の建築物

（ア）教育施設（学校、幼稚園等）

（イ）社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）

（ウ）医療施設（病院・診療所等）

（エ）運動施設（体育館、水泳場等）

（オ）社会教育施設（図書館、青年の家等）

（カ）公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）

（キ）その他（町の補助金、交付金等の支援により整備する施設）

4. 公共建築物における木材利用の目標

(1) 木造化の推進

公共建築物の整備においては、3の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、原則木造化するものとする。

ただし、次の場合には木造化を促進する対象としない。

(ア) 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

(イ) 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設

(ウ) 危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

(2) 木質化の推進

整備する施設の木造化が困難な場合は、木造と非木造の混構造とすることで、耐火性能や構造強度の確保や建築設計の自由度等を高めることにより、積極的に木造・木質化を促進する。

また、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極的に推進するものとする。

5. 環境に配慮した公共工事への間伐材の利用推進

公共工事において利用可能な工作物・施設においては、環境負荷の少ない資材である木材・間伐材製品の利用を積極的に図ることとする。

6. 木材の利用促進のための推進体制

公共建築物における木造化・木質化、あるいは公共工事等における木材の利用について事業を計画する各担当課はお互いに情報を提供・共有することにより、連携して木材の利用促進に努めることとする。

また、関係各課が所管する補助事業についても実施主体に対し、木材・間伐材の利用促進に努めるよう指導することとする。

7. 民間における木材利用

町は民間施設等が整備する3の(2)の建築物においても積極的に木材が利用されるよう働きかける。

さらに町は一般の住宅や倉庫等の建築においてもさらなる木材の利用を普及していくため、効果的な施策の実施や新たな支援等を積極的に行っていくこととする。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から適用する。